

3件の候補地に関する委員意見の集約（部会案）

選考基準	新宮町	丹生川町大萱	清見町牧ヶ洞
1 故人の旅立ちにふさわしい周辺環境	・ 北向きに開けた緩やかな斜面の中腹であり、良い環境であるが、住宅や公園に近く配慮を要する。	◎ 自然豊かで落ち着いた高山市らしい環境である。	△ 山に囲まれた郊外にある。周辺は企業立地のための空間であり、用途として適していない。
2 候補地からの景観	◎ 斜面の中腹から見下ろす見晴らし景観が非常によく、近くからは飛騨山脈も望むことができる。	◎ 周囲が開けて開放感があり、近くからは飛騨山脈も望むことができる。	△ 周囲から少し低い土地であり、隣地の利用状況についても良い景観とは言えない。
3 公募要件に示した敷地面積の確保状況	◎ 緩やかな傾斜があるが、十分な面積がある。	◎ 十分な面積があり、将来の建て替え用地の確保も可能である。	◎ 十分な面積があり、将来の建て替え用地の確保も可能である。
4 候補地の地形	・ 開けた斜面であることが、整備費用の面ではマイナスだが周辺環境や景観に寄与している。	◎ 少し段差があるが、それぞれが十分に広く平坦である。周囲の自然に合わせた整備が可能である。	◎ 周囲から少し低い土地であるが、造成済みの広大な平坦地である。
5 市街地からの移動距離・時間	○ 市街地からの移動距離が約4.3kmと近い。	△ 市街地からの移動距離が約10.6kmとやや遠い。	△ 市街地からの移動距離が約8.7kmとやや遠い。
6 上下水道や電気などのインフラの整備状況	・ 上下水道の整備には揚水ポンプを要し、数千万円から1億円程度の費用がかかると想定される。電気配線は1km以内が電力会社負担で整備されるが、付近まで来ている。	○ 上下水道の整備には上水道の増強を要し、数千万円程度の費用がかかると想定される。電気配線は1km以内が電力会社負担で整備されるが、付近まで来ている。	○ 上下水道の整備には浄化槽整備を要し、数千万円程度の費用がかかると想定される。電気配線は1km以内が電力会社負担で整備されるが、付近まで来ている。
7 用地の取得費用	△ 山林とはいえ必要以上の敷地面積があり、無駄がある。	◎ 所有者から火葬場用地として寄附の申出がなされている。	○ 市有地であり新たな費用はかからないが、企業を誘致した場合の譲渡収入を得ることはできなくなる。
8 造成や道路などの初期費用及び維持管理の費用	△ 斜面を平坦地にする造成および敷地への取付道路の整備を要し、数億円規模の費用がかかると想定される。	○ 少し段差があるがそれぞれが十分に広く、平坦な農地の宅地造成を行うのみである。	◎ 造成済みの平坦地である。
9 幹線道路からのアクセス	◎ 国道158号から道のりで約0.9kmと近く、優れている。	・ 国道158号から道のりで約3kmである。中部縦貫道丹生川ICの予定地から約4.5kmであり、市域全体からのアクセス改善が見込まれる。	○ 中部縦貫道高山西ICから道のりで約2kmであり、市域全体からのアクセスがよい。
10 県道や市道などの公道と候補地との関係	・ 市道認定されていないが、市の管理する道路に接している。	○ 市道に接している。	○ 市道に接している。
11 自然災害の危険性	○ 特に自然災害は想定されず、3件の候補地間の比較として特筆すべきことはない。	○ 特に自然災害は想定されず、3件の候補地間の比較として特筆すべきことはない。	○ 特に自然災害は想定されず、3件の候補地間の比較として特筆すべきことはない。
12 冬季の通行	△ 北向きの斜面であるため、現状の進入路及び敷地内に整備する取付道路ともに坂道となり、丁寧な除雪・凍結対策を要する。	△ アクセス路の市道は坂道であり、市街地よりも多雪であることから、従来以上の丁寧な除雪・凍結対策を要する。	△ アクセス路の市道は坂道であり、市街地よりも多雪であることから、従来以上の丁寧な除雪・凍結対策を要する。
13 他の火葬場との位置関係	○ 高山地域に位置しており、他の火葬場との位置関係は良好である。	○ 現在の高山火葬場を主に利用している地域であり、他の火葬場との位置関係は良好である。	○ 現在の高山火葬場を主に利用している地域であり、他の火葬場との位置関係は良好である。
14 希少な動植物の有無	○ 周囲の自然に配慮を要するが、候補地の現況は旧スキー場グレンデの雑種地であり、希少な動植物への影響は小さいと想定される。	○ 周囲の自然に配慮を要するが、候補地の現況は埋め立てた農地であり、希少な動植物への影響は小さいと想定される。	○ 周囲の自然に配慮を要するが、候補地の現況は造成済みの雑種地であり、希少な動植物への影響は小さいと想定される。
15 住宅、老人福祉施設、病院及び学校などの有無	△ 広範囲の住宅地からよく見える場所である。隣接する市民公園の一部敷地を含め、公園的に利用されている現状の土地利用を変更することとなる。	○ 近隣スポーツ施設等への配慮を要するが、住宅から敷地を見通すことはできない。	○ 既に近隣に立地している企業等への影響が少々懸念されるが、近隣に住宅はほとんどない。
「◎」優れているの個数	3	5	3
「○」良好であるの個数	4	7	8
「・」どちらともいえないの個数	4	1	0
「△」課題があるの個数	4	2	4
総合評価	3位	1位	2位

記号凡例 「◎」：優れている、「○」：良好である、「・」：どちらともいえない、「△」：課題がある